

回 答

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①住民の福祉の増進を基本に、医療・介護・福祉などの社会保障施策において、自治体として必要な事業の充実に努めていきます。
- ②現在のところ、行政サービスの制限をする予定はありません。
- ③地方税滞納整理機構には参加していきます。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、適切に対応してまいります。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

- ①限られた人員の中で、職員の適正配置に努めています。
- ②市防災計画は、県が行う専門家の意見も踏まえた検証を反映させていくとともに、必要な修正を行います。今後新たな被害予測が出された場合は、これを踏まえた修正を行います。
市独自の対策として、防災ラジオの配備、避難所・一時避難所への標高表示、電柱での避難所矢印看板設置提案、防災倉庫・仮設トイレの整備、津波避難ビルの指定、発電機の配備等を行っていきます。
- ③小中学校の校舎耐震工事は平成22年度に終了しました。
非常食（アルファ米・カンパン）約12,000食、保存水（500ml）約1,000本を備蓄していますが、今後備蓄量を順次増やしていきます。
常滑市では平成16年度から木造住宅耐震改修費補助制度が始まり平成22年度までに78件の耐震化が図られています。今年度も補正予算を合わせれば19件の耐震工事を予定しています。今後も引き続き国や県の補助を受け、耐震化の促進を図ってまいります。
- ④最近建築された公民館等はバリアフリー化されていますが、建築年の古い施設は対応しておりません。現在の財政状況では、対応は困難です。
- ⑤市内介護保険事業所と福祉避難所の提携を行っています。
- ⑥災害拠点病院は県が指定する病院で、指定には条件があり、常滑市民病院は指定の要件を満たしておりません。知多半島二次医療圏では、半田病院、知多厚生病院が指定されています。
- ⑦県による3連動地震の被害予測が出てから作成します。標高色分け表示を検討します。
- ⑧毎月、市広報紙に防災に関する情報を掲載しています。また毎年、防災に関する講座を開催し、防災教育に努めています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

回 答

- ①介護保険料は、介護サービス給付費に対しての被保険者負担割合が決まっております、3ヵ年毎に必要な介護給付費を計算し、それに呼応した保険料の設定を行います。
- また、現在8段階設定の保険料としていますが、5期計画では現第3段階が細分化される予定もあり、よりきめ細かい段階設定について検討していきます。
- ②保険料については、能力に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用しています。市民税非課税世帯ということや本人所得を考慮した段階設定をおこなっており、低所得者の負担は軽減されていると考えています。5期計画では第3段階の細分化も予定されており、よりきめ細かい段階設定を検討していきます。
- ③高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人の軽減、境界層の取扱いにより実施しています。
- ④今後国から示される基本事項や参考となる手引きにより、検討する予定です。
- ⑤介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設の施設整備については、県の計画に沿って基盤整備されています。
- 平成24年2月に地域密着型の特別養護老人ホームの開所予定をしています。低所得者に対しては特定入所介護サービス費で助成を行っています。
- ⑥地域包括支援センターは、直営で実施しており、十分機能を果たしているので中学校区毎の設定は考えていません。
- ⑦介護従事者については、厳しい労働環境などから離職率が高くなっており、事業者における人材確保が非常に難しくなっています。そのため、平成21年度に介護報酬改定UP及び介護職員処遇改善交付金により介護労働者の報酬・処遇の改善を図っています。独自の支援は現在のところ考えていません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの状況確認については民生委員を通じて行っています。また、介護認定を受けていない単身、高齢夫婦世帯などに対しては軽度な日常生活上の援助を行う軽度生活援助サービスがあり、この対象者には買い物や掃除等の生活支援を行っています。
- イ. 椅子、担架等利用する方で要介護3以上及び身障者手帳3級以上の市民税非課税世帯の方には市内の送迎について無料の送迎を行っています。巡回バスなどの実施については、現在のところ考えていません。
- ウ. 地域のサロン等に社会福祉協議会がふれあい活動支援事業の助成を行っており、仲間づくり、健康維持・増進の活動を行っています。
- エ. 現在のところ考えていません。

回 答

②月～金（祝日年末年始除く）の夕食で実施し、土日が必要な場合は個人が業者へ依頼できるよう紹介しています。ふれあい方式は他の事業（特定高齢者閉じこもり予防事業）で実施しています。助成額の引き上げは現在のところ考えていません。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①障害者控除は障害者手帳保持者に準ずる方を対象に出すものであり、要介護認定を受けているという状況のみでは、該当しないと考えます。
- ②上記と同様の理由で全ての方に郵送する予定はありません。また、該当者であっても利用しない方もいる為、個別送付ではなく申請があった人に出していきます。障がい者控除の周知には努めていきます。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①現在、市単独でひとり暮らし非課税者を対象に補助をしています。拡大予定はありません。
- ②高齢者が必要な医療を受ける機会を損なうことがないように留意して、適切に運用しています。現在、該当者はありません。

3. 子育て支援について

- ①一部負担を含め、平成24年度中に検討を進めたいと考えます。
- ②平成23年度は、県内市町村と歩調を合わせ、産前14回、産後1回の助成をしています。来年度以降については原則、国庫補助があれば23年度と同じ内容で助成していきたいと考えています。
- ③就学援助については、生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護児童生徒を対象としています。準要保護児童生徒のうち、所得調査を要する世帯は生活保護基準額の1.3倍を基本に認定の判断を行っており、見直しは検討していません。申請の受付については、児童生徒の状況を把握している学校が保護者との密接な関わりをもちながら対応していく必要があるため、今後も学校を受付窓口としていきたいと考えています。申請手続きには民生委員の証明は必要としていません。
- ④小中学校の給食費について、無料化は検討していません。

4. 国保の改善について

- ①小規模な市町村の国民健康保険は、保険財政が不安定になりやすく、国民健康保険の安定的かつ持続的な運営とするため、広域化は必要と考えます。

★②保険料(税)について

ア. 保険税は低所得者への制度として、所得金額に応じて7割、5割、2割の軽減制度があり、現在

回 答

の減免制度を拡充する予定はありません。

- イ. 本市の国民健康保険税は、被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とすることとなっており、一部の被保険者の均等割額のみ対象から外すことは考えておりません。
- ウ. 現在のところ、減免制度を設ける予定はありません。
- エ. 現在のところ、要件を変更する予定はありません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の交付は、国民健康保険税の収納向上と被保険者間の負担の公平を図ることを目的としていますが、公費負担医療等の対象者のいる世帯と高校生以下の被保険者については、資格証明書の交付対象から除外しています。また、特別な事情がある世帯には、その世帯の実情を把握し、むやみに資格証明書を交付するものではありません。
- イ. 給付制限はしておりません。
- ウ. 保険税の支払いの意思を持って分納している世帯には、正規の保険証を交付しています。
- エ. 公平な税負担を図るため、それぞれの世帯の実情を考慮し、適切に対応してまいります。また、無保険者の調査は実務的に不可能です。

④一部負担金の減免については、「常滑市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱」に基づいて実施しています。

また、制度の周知については、市の広報に掲載、国民健康保険税の納付書送付時にチラシを同封、医療機関にチラシを配布するなどして周知に努めました。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

- ア. 自立支援医療(精神通院)については、住民税の課税状況に係わらず、本市においては市の精神障がい者医療費助成制度により通院医療費は無料となっています。
- イ. 国の制度に準じて行います。
- ウ. 国の制度に準じて行います。
- エ. 国の制度に準じて行います。

②その人の状況に応じて支給しています。地域生活支援事業について予算状況によりサービスの制限を実施したことはありません。

回 答

- ③自立支援協議会作業部会で話し合いを行っています。作業部会のメンバーには、障害者本人・家族・事業者がおり、幅広く意見を聞いています。また、グループホームの増設についても話し合いを行っています。
- ④障がい者の政策に関して、市としては、自立支援協議会において行っているため、設置の考えはありません。
- ⑤現在のところ、障害者差別禁止条例の制定については考えていません。

6. 健診事業について

- ①歯周疾患検診は事業開始時から、特定健診は平成22年度から無料で行っています。がん検診(女性特有のがん及び大腸がん検診特定年齢以外)については、今後も一部負担金をお願いしてまいります。また、特定健診は、今後も個別医療機関で実施してまいります。
- ②ヤング健診(若年住民健診)として集団で4回実施しています。一部負担金は今後もお願いしてまいります。

7. 予防接種について

- ①平成23年度は、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)については、国庫補助制度があり助成しておりますが、来年度以降も引き続き国庫補助制度があれば継続してまいります。
- ②国庫補助制度ができた段階で検討してまいります。

8. 生活保護について

- ①生活保護制度を説明後、本人に生活保護申請の意志を確認し、申請書の提出を認めています。保護費の支給については、法定期間内に早急に受給できるよう努めていますが、福祉資金の借りに対して対応をお願いしています。
- ②自動車の所有を理由に申請を認めない取り扱いはしておりません。
- ③生活保護担当は、相談窓口等で個々の生活状況を聞き取り、国や県の生活保護制度の基準に基づき漏給防止・濫給防止に努めなければなりません。また、個々のケースに適切に対応していくためにも正規職員を早急に増員するよう努めます。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

【4】 1. 2. 3

陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。